

工事情報共有システムについて

建設局技術管理課

令和5年10月23日



1. 工事情報共有システムについて

情報共有システムとは？

情報通信技術

(ICT: Information and Communication Technology)を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム

情報共有システムの目的

- ・受発注者のコミュニケーション円滑化
- ・工事書類の処理の迅速化
- ・監督検査業務の効率化

出典:土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン(国土交通省・令和5年3月)



1. 工事情報共有システムについて

情報共有システムのイメージ



※画像はイメージです

工事に関する情報(書類など)を共有します

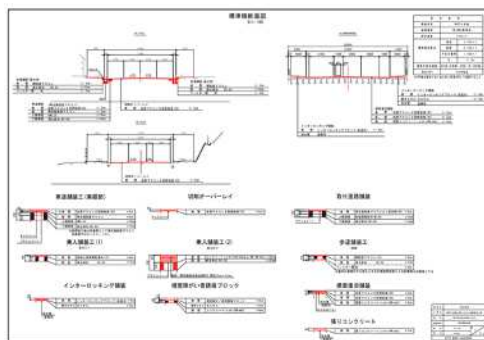


1. 工事情報共有システムについて

何を共有するか??

書類

- ・工事打合せ簿
- ・提出書類
- ・提示書類
- ・承諾書類
- ・承認書類
- ・図面や写真



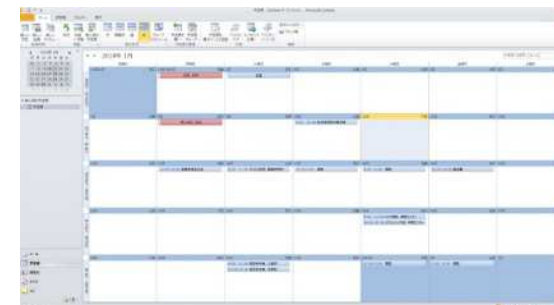
連絡事項

- ・会議開催のお知らせ
- ・必要書類の提出依頼
(打合せ簿で指示しないもの)



スケジュール

- ・監督員と代理人
- ・工事の予定
段階確認、材料確認etc...



1. 工事情報共有システムについて

具体的な機能

- 掲示板機能
 - ➡ 連絡事項が共有できます。
- スケジュール管理機能
 - ➡ 監督員・代理人のスケジュールが共有できます。
- 発議書類作成機能
 - ➡ 「工事打合せ簿」「段階確認書」等の帳票を作成できます。
- ワークフロー機能
 - ➡ 発議書類の供覧・決裁ができます。
- 書類管理機能
 - ➡ 工事書類をフォルダ分けして、体系的に管理できます。



1. 工事情報共有システムについて

期待される効果

1. 進捗状況の可視化

- ・ ワークフローによる決裁の進捗状況確認、工程の共有

2. 移動時間の削減

- ・ 書類の提出にかかる往復時間の削減。

3. 書類管理の効率化

- ・ データがサーバー上で保存されるため、書類の紛失のリスクがなくなる。
- ・ メール添付が難しい図面や写真などの大容量ファイルが共有できる。

4. 情報共有の効率化

- ・ 受発注者間のスケジュール調整が容易。

5. 検査準備作業の効率化

- ・ 紙でのファイリング作業が不要。



1. 工事情報共有システムについて

情報共有システムで実現すべき業務改善目標

- (1) 上流工程情報(調査、設計段階の情報)の引継ぎ
- (2) 協議経緯及び協議内容の共有
- (3) 受発注者間のスケジュール調整の効率化
- (4) 二重入力を排除した帳票作成
- (5) 承諾、確認行為の時間短縮
- (6) 施工管理、工程管理情報の一元管理
- (7) 電子データによる検査・検査準備作業の効率化
- (8) 電子成果品の取りまとめの負荷低減
- (9) ワンデーレスポンス等の円滑な実施
- (10) 共有サーバ間、関連システムとのデータ・システム連携
- (11) 維持管理業務での活用
- (12) 資材会社からの製品情報提供
- (13) 3次元モデルを用いた協議の実施
- (14) 業務プロセスをまたいだ情報共有(コンカレントエンジニアリング)の実現

出典: 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev.5.5)【要件編】令和5年3月版



2. 神戸市工事情報共有システム使用要領

対象工事

神戸市が発注する土木、造園工事

⇒請負人の申し出があれば、受発注者協議のうえシステムの利用を認める

↳ 市の監督員は申出を受けたら、出来る限り利用を認めてください
まずは使ってみましょう！

対象となる書類

電子化が可能な全書類

(主な書類例)

- 1) 工事打合簿
- 2) 材料確認書

※ただし、紙媒体のカタログなどは電子化せず、紙媒体のままでの提出を認める

- 3) 工事履行報告書
- 4) 段階確認書
- 5) 確認・立会依頼書
- 6) その他、受発注者協議にて定めるもの



2. 神戸市工事情報共有システム使用要領

使用するシステムの選定

使用するシステムは、請負人が選定する。



「機能要件対応状況」
掲載ページ

利用できるシステム

神戸市が定めたセキュリティ対策に適合していることを確認したシステム

システム提供企業名	提供システム名
株式会社アイサス	information bridge
株式会社建設システム	工事情報共有システム
川田テクノシステム株式会社	basepage
株式会社現場サポート	現場クラウド One
株式会社ビーイング	BeingCollaboration
株式会社コルク	KOLC+

LGWAN対応

LGWAN対応

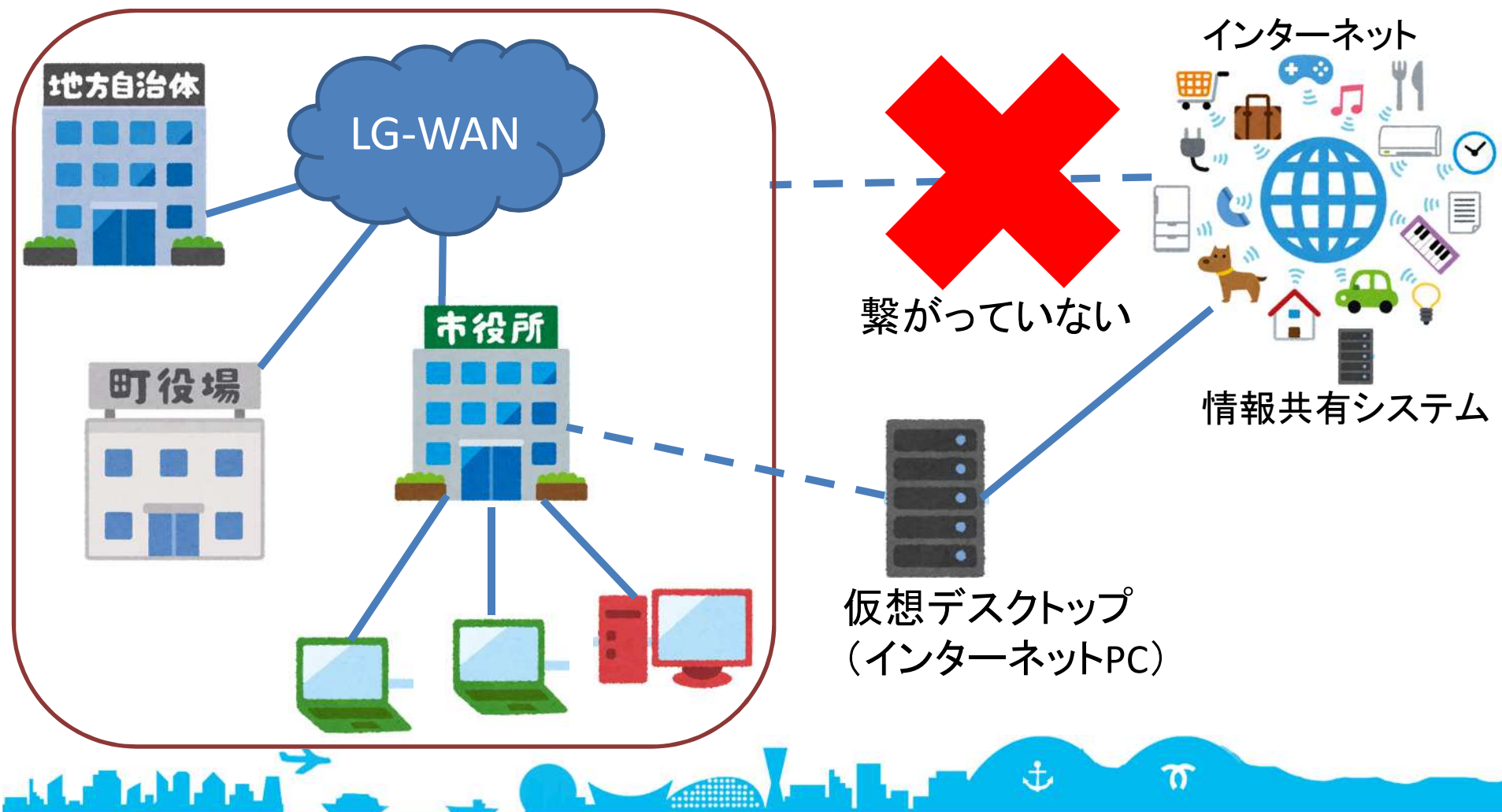
LGWAN対応



2. 神戸市工事情報共有システム使用要領

LG-WANとは

LG-WAN (Local government Wide area Network) : 総合行政ネットワーク



2. 神戸市工事情報共有システム使用要領

利用までの手続き

対象工事としたい場合

請負人 事前協議シートを監督員に提出

- ・ 利用するソフトウェア
- ・ 対象とする工事帳票を記入

※『ASPサービス名称』が利用したいシステムの名称

請負人 対象工事とするか
何をシステムでやり取りするかを協議
監督員 誰が利用するか決める

※**全て電子化する必要はありません。**
どの書類をシステムでやり取りするか協議します。
紙書類でのやり取りが効率的な場合は利用しなくても良い

システム利用可否を決定

請負人 システム利用申込み

情報共有システム 事前協議シート 【土木工事編】		
		協議日 令和 年 月 日
■ 工事情報		
契約番号(注1)	工期	～
工事名		
■ 協議者情報		
発注者	監督課名	
	監督員氏名	
	E-mail	
受注者	社名	
	担当者氏名	
	E-mail	
■ 使用ソフト (CAD ソフト名、ソフトウェアバージョンを記入すること)		
ソフトウェア	バージョン	確認事項
WORD		—
EXCEL		—
受注者側 CAD ソフト名 ()		・ 成果品は SXF(sfc)形式で提出すること ・ 監督員との協議により、オリジナルデータを提出する場合は、別途電子媒体で提出すること
■ 工事帳票の交換・共有方法		
情報共有システムの利用	<input type="checkbox"/> 利用する	<input type="checkbox"/> 利用しない
ASP サービス名称		
対象とする工事帳票	<input type="checkbox"/> 工事打合簿 <input type="checkbox"/> 材料承諾申請書 <input type="checkbox"/> 工事履行報告書 <input type="checkbox"/> 段階確認書 <input type="checkbox"/> 確認・立会依頼書 <input type="checkbox"/> その他 ()	
■ 電子納品対象項目 (電子納品対象工事のみ記入)		
対象項目	内容	格納フォルダ
概要書	—	—
事前協議シート	—	—
報告書	構造計算書 ...	運用指針 (簡易版) (案) のとおり
図面	完成図	運用指針 (簡易版) (案) のとおり
写真	ダイジェスト版、不可視部など	運用指針 (簡易版) (案) のとおり

2. 神戸市工事情報共有システム使用要領

システム利用者について

請負人

現場代理人、監理(主任)技術者

監督員

担当監督員、主任監督員、総括監督員

検査員

検査員 ※検査員が決まった後に追加します

受発注者協議により、その他の人を追加することも出来ます
例: 補助監督員、発注者支援業務のコンサルタントなど



利用者をシステムに登録



2. 神戸市工事情報共有システム使用要領

システム利用契約

- システム提供者との契約、申込みは請負人が行うものとする。
- システム利用に要する経費は、請負人の負担によるものとする。



システム利用料金は請負人負担となります！

※利用料金はシステム提供者、利用プランにより異なります

その他、請負人が利用する端末やインターネット回線利用料などが
請負人負担となります

監督員が利用する端末、インターネット回線などに関する費用は不要です



2. 神戸市工事情報共有システム使用要領

電子納品

- 「電子納品運用指針(簡易版)(案)」に基づいて実施する。
- 情報共有システムで扱った書類については、電子納品の対象とする。

※情報共有システムを利用する場合、「電子納品事前協議シート」の作成は不要

検査

- システムを利用した工事は、電子検査を実施することができる。
- 電子検査の実施にあたっては、「神戸市電子検査要領」によること。



👉要領の掲載ページ



3. 使用上の留意点

機密情報、個人情報の取り扱いに注意！



工事書類には個人情報を含む書類があります
特に個人情報流出に十分に注意しなければいけません

※資格者証、経歴書、作業員名簿など



個人情報**は**工事書類**だけ**ではありません

例えば、

地元要望を受けた要望者の名前や連絡先をシステムで共有する場合は注意が必要です



3. 使用上の留意点

工事情報共有システムはWEBブラウザ上で操作できます



インターネットにつながる端末で
HP閲覧可能なら
アクセス可能！



決裁が出来る！
書類が見られる！
印刷が出来る！

業務用パソコン以外からアクセスしていいの？
セキュリティは？ 情報漏えいは？



ログインIDやパスワードの管理は厳重に
⇒ **他人に知られないように！ IDの使いまわしはしない！**
システムを利用する端末の管理をしっかりとしましょう
市の監督員は情報セキュリティポリシーを遵守しましょう



4. 神戸市の工事情報共有システムの利用状況

実績

- 令和3年度:17件
- 令和4年度:19件



徐々にシステムの利用が進んでいます。
積極的な活用を検討ください。

● 監督員へのお願い

情報共有システムを利用する場合、「工事名」、「使用するシステム名」を建設局技術管理課まで報告ください。

報告先: gijutukanri_kobe@office.city.kobe.lg.jp



さいごに

タブレット1つで現場監理ができるようになるかもしれません。
情報共有システムをうまく活用し、業務改善につなげていってください！

